宗教の自由とは何でしょう?

あなたの権利を知りましょう

制作:
Church of Scientology International

2017年版

宗教の自由とは何でしょう？

あなたの権利を知りましょう

制作：
Church of Scientology International
2017年版

この出版物の目的

少数派の宗教に対する迫害から宗教的崇拝、信仰、儀式、表現、団体、衣装、シンボル、教育、登録、職場での差別に関する問題まで、宗教の自由という主題は、世界中で取り上げられる関心事にまで発展しました。

しかし多くの人が、どの権利が信仰や宗教の自由の範疇にあるのか、人権という言葉の本当の意味は何なのかを理解していません。この出版物は、普遍的な人権の原則と国際人権法のもとで、信仰や宗教の自由の権利の理解、およびその意味を促進するために制作されました。

宗教の自由とは何でしょう？

目次

L.ロン ハバード、サイエントロジー教会、および宗教の自由	1
世界人権宣言と国際人権章典	3
世界的人権	5
増大する世界規模の攻撃	7
広く、そして深く	9
絶対的で無条件の信仰の権利	11
ふたつの側面	13
信仰または宗教を表明する自由	15
少数派の宗教の権利	17
親と子供の権利	19
強制に対する自由	21
差別に対する自由	23
雇用者、被雇用者、ボランティアの権利	25
宗教法人の編成、登録、認定	27
厳密に解釈された制限	29
宗教の自由：基本的権利	31
報道機関の宗教に対する社会的な敵意の上昇	33
宗教や信仰を尊重した報道倫理に関する憲章	35
用語解説	39
引用	47

L. ロン ハバード、サイエントロジー教会、および宗教の自由

宗教の自由と寛容さは、常にサイエントロジーの中核を成す重要な原則となっています。サイエントロジー宗教の創設者 L. ロン ハバードによって書かれた1954年2月18日の「サイエントロジーの信条」にはこうあります。

> **「この教会の私たちは信じます。すべての人間は、自分自身の宗教的な実践および執行に関する、侵すべからざる権利を持っていること。」**

ハバード氏は、自らの著作と講演の中で、すべての宗派の一員に対する宗教の自由と寛容さを促進し、保護することに頻繁に取り組んできました。例えば、彼は特定の宗教に偏らない行動指針である著書『しあわせへの道』の中で、このように述べています。

> **「このテーマ（宗教の自由）についてほかの人に助言を与えるのなら、ただ、その人に信じるものを選ぶ権利があると言ってあげるのが一番無難でしょう。自分の信仰を受け入れてもらうために、それを説明するのはその人の自由です。ほかの人の信条を非難しようとすれば、その人は危険にさらされます。ましてや、ほかの人の宗教的な信念を理由にその人たちを攻撃したり、危害を加えようとすればなおさら危険です。」**[1]

同様に、サイエントロジー教会はこれまで宗教の存在、世界各地のあらゆる人のために宗教の自由を知らしめ、保護することに携わってきました。サイエントロジストは、自分たちの誓いによって明らかなように、「あらゆる人の善」のために「宗教の自由を支持する」[2]というこの原則のために尽力しています[2]。

世界人権宣言と国際人権章典

宗教の自由に対するたたかいは、何千年にもわたって続けられてきました。しかし、この権利を明確にし保護するための法的義務を持つ国際的な人権規約は、1948年に世界人権宣言が採択されるまで存在しませんでした。その中の第18条ではこのように述べられています。「すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。」

世界人権宣言は、第二次世界大戦におけるホロコースト（ナチス・ドイツのユダヤ人大虐殺）の恐怖に対応するためにつくられました。ホロコースト以前は、多くの人々が、人権は各国の政府によって監督され、実施されるべき国内の問題であると論じていました。世界がこの残虐行為をきっかけとして学び、この見解は国際的に普遍的で侵すべからざる人権を保護する運動へと発展しました。

人権の核となる宗教の自由の重要性は、世界人権宣言において地球規模の共同体によって採用されました。その序文のまさに最初の一文で、世界人権宣言はこのように述べています。「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である。」本来備わっているこの尊厳という人類に対する認識が、宗教の自由とすべての人権の保護と促進のための原動力となりました。

1966年、国際連合（UN）は、法的に強制力のある条約「市民的および政治的権利に関する国際規約」を可決しました。それにより特定の信仰や宗教の自由に対する権利の範囲を拡大し、規約の実施を監視する力を持つ人権委員会（民間の人権専門家の団体）がもたらされました。この条約は1976年に施行されました。世界人権宣言、そして「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」とともに、この規約は、国際人権章典を構成しています。

1981年に国連総会によって採択された、「信仰や宗教に基づくあらゆる形態の不寛容と差別の撤廃に関する国連宣言」は、宗教差別や、宗教への不寛容に反対する国連の強い立場を明確にするようにつくられています。それはまた、自らの宗教的信条を表明する際の、宗教の自由の範疇にある広範な権利を詳述しています。

世界的人権

信仰または宗教の自由はすべての人間にある基本的な権利です。どこであろうと、誰であろうと、どこに住んでいようと、何歳だろうと、どちらの性だろうと、どの人種だろうと、どの民族だろうと、何を信じようと信じまいと、それはすべての人に適用される普遍的な人権です。[3]

信仰または宗教の自由は、広範囲に及ぶさまざまな権利のひとまとまりであり、ひとつひとつの権利はそれぞれ明確な違いがありながら、同時に相互に関連し合っています。信仰または宗教の自由に対する権利は、良心の自由、また宗教やあらゆるものに対する信念への責任を包括しています。[4] それは、政府によって与えられた特権ではなく、個人の生得権です。世界人権宣言に表明されるように、「すべての人は尊厳と良心を授かっている」のです。

信仰または宗教の自由に対する権利は、本質的に他のさまざまな基本的な権利（表現や意見の自由、結社の自由、すべての人々に対して分け隔てなく、平等でいる普遍的な原則など）と否応なしに関連しています。

信仰または宗教の自由は、すべての人のためにあります。それは、信仰に基づいた行為を通じての民主主義、多元性、そして秩序をもたらします。宗教の自由はまた、経済および社会的な発展により、貧困を減少させます。それは民主主義の原理の中核であり、自由で開放的な社会、道徳性、明瞭性、法統治、他者に対する倫理的な措置、平和およびその他の人権を推進する一助となります。

それとは対照的に、宗教の自由の権利に対する制限は、地域社会間の対立や差別、民主主義や秩序の弱体化、過激主義者の助長の一因になります。

増大する
世界規模の攻撃

今日、信仰や宗教の自由に対する権利は世界中で攻撃されています。ピュー・リサーチ・センターによる世界を対象にした最近の調査は、世界人口の99.5パーセントを含む、197ヵ国を対象としています。その調査は、世界の人口の75パーセント（約50億人）もの人々が政府による宗教に対する厳しい規制や、しばしば少数派の宗教を標的とする社会的な強い敵対の中で暮らしていることを確認しています。

これら宗教の自由に対する深刻な制限は、世界中で驚くほど増大しています。その報告は、世界の5つの主要な地域において、宗教の自由に対する制限のレベルが高まっているという証拠を多数提供しています。[5]

広く、そして深く

信仰や宗教の自由に対する権利は、範囲が広く、また奥深いものです。それは、すべての信仰や宗教を包含する、根本的な自由です。これは、いかなる宗教も信仰しない権利だけでなく、有神論や無神論を保護するものでもあります。[6]

国連権利章典のもとで、国連人権委員会は、宗教的自由の権利を確固とした解釈として示しているように、**信仰**や**宗教**という用語の解釈は広くあるべきです。この用語は、伝統的な宗教、または伝統的な宗教に類似した制度や実践を備えた信仰や宗教に限られていません。この信仰の自由に対する権利には、新たに設立された宗教、有力な宗教の敵意の影響を受けるかもしれない少数派の宗教も含まれます。[7]

よくある定義に関する間違いは、何かを宗教と見なすには、単一の神に対する信仰が必要だと求めることです。これを反証する最も明らかな事例は、有神論ではない伝統的な仏教と、多神論のヒンドゥー教です。このような狭義の定義は、基本的人権に反するものです。[8]

絶対的で
無条件の信仰の権利

個々の人はあらゆる信仰や宗教を持つ、絶対的で、無条件の権利があります。信仰は、どのような環境においても制限されていません。[9]

国際人権法では、個人が自らの選択によって宗教を持ったり、採用したりする自由に対する制限は一切許していません。すべての人が、干渉されることなく意見を持つことができる権利と同じように、この自由が無条件に保護されます。これらの権利と同様、人の信仰や宗教を明らかにするように強要することは誰にもできません。同様に、雇用やその他の社会的または経済的な利益のために、宗教的信仰は持たないと宣言するように強要することもできません。[10]

ふたつの側面

宗教の自由にはふたつの側面があります。それには、個人および宗教団体が、公的および私的な場における「礼拝、儀式、慣習、教え」[11]を通じて、その宗教を実践または表明する権利が含まれています。

ひとつは、個人が信仰や宗教を自由に表明する権利という側面です。もうひとつは、宗教儀式や団体活動を通じて自らの宗教を表明し、法人組織と教団を通じて内部の宗教業務を体系化するために、信者たちを代表する宗教団体の権利という側面です。

信仰または宗教を表明する自由

礼拝、儀式、慣習、教えを通じて信仰や宗教を表明する自由には、個人および宗教団体の両方が保護される、広範で多様な行為が含まれています。それらの行為と信仰または宗教との関連性は、個別の状況に応じて検討されなくてはなりません。[12]

以下の宗教的な表明は、宗教的自由の範囲内および保護下にあるものとして、世界的に認識されている宗教的行為です。そうした行為には以下の自由が含まれますが、これだけに制限されるものではありません。

- 信仰や宗教に関連した礼拝や集会、またそのような目的の場所を定め、維持すること。
- 宗教、慈善、人道支援を目的とした施設を確立し、維持すること。
- 信仰や宗教の儀式や慣習に必要な記事や資料を十分に作成し、獲得し、使用すること。
- 関連する出版物を著し、発行し、普及すること。
- これらの目的にふさわしい場所で信仰や宗教を教えること。
- 金銭的またはその他の自発的な貢献を求め、受け取ること。
- 信仰や宗教の必要条件と基準で求められている指導者、聖職者、教師を訓練、任命、または選出すること。
- 信仰や宗教の指針に沿って休日を取り、祝日を祝い、儀式を行うこと。
- 信仰や宗教の事柄に関して、国家的および国際的なレベルで個人や地域社会と自由にコミュニケーションが取れること。[13]

礼拝の概念は、信仰に対する直接的な表現を用いる儀式および儀式の行為、またそのような行為に必須のさまざまな実践（礼拝に必要な場所の建設、儀式的な手順、宗教的物体の使用、シンボルの表示を含む）に及びます。

信仰や宗教の行事や実践は儀式行為だけではなく、以下のような慣習も含まれます。食べ物の規制に従うこと、特別な衣服を着たり、覆いをまとったりすること、人生における特定の時点で参加する儀式、グループによって慣例的に使用される特別な言葉。加えて、信仰や宗教の実践や教えには、神学校や宗教学校を確立する自由、また宗教的教材や出版物を用意し配布する自由といった、宗教団体の運営に必須の行為が含まれています。[14]

信仰や宗教を表明する自由にはまた、国家や他の宗教団体の許可を必要とせずに、個人の信仰や宗教を他の人々と円満に分かち合う権利が含まれています。信仰や宗教を表明することに関する制限は、例外的なものでなくてはならず、国際的な基準に則っているものでなくてはなりません。[15]

少数派の宗教の権利

どの宗教も、どこかの地では少数派です。信仰や宗教の自由には、少数派の宗教に属する人に対して適切な配慮と敬意を与えることが含まれます。これらの人々には、自分たちの文化を楽しむ権利、自分たちの宗教を布教、実践する権利、自分たちの言語を公共で、私的な場所で自由に、いかなる干渉も差別も受けることなく使う権利があります。ですから国家は、その国内におけるその宗教の存在およびアイデンティティーを保護し、そのアイデンティティーを推進できるように励ましてあげなくてはなりません。

親と子供の権利

文明にある歴史と文化には、子供の養育に対する親の気遣いといったものが色濃く反映されています。子供の養育における親の主な役割は現在、議論の余地を超えた普遍の権利として確立されています。[16]

国際人権法は、親が自らの信仰や宗教に基づいて子供を養育する権利について明確に述べています。「市民的および政治的権利に関する国際規約」、ならびに「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」は、親または法的保護者（該当する場合）が自分の信念に基づいて子供の宗教、および道徳教育を行う自由を尊重することを国家に義務付けています。[17]

子供は、親または法的保護者の希望に沿って信仰または宗教に関する教育を受ける権利を享受します。逆に言うと、親または法的保護者の希望に反した教育を子供に強要してはいけません。この場合、子供にとって最善であることが指針の原則となります。[18]

国家は、教育および指導に関係する職務を行うにあたって、親が自分の信仰または宗教に則った教育および指導を子供に与える権利を尊重しなくてはなりません。[19] 少数派の宗教の子供たちに、彼ら自身の信仰または宗教に反するよう、多数派の宗教の教育を強要することは禁じられています。

国際人権法のもとでは、国家は信仰または宗教の自由を尊重するだけでなく、その自由を第三者からの不当な干渉から保護することも義務付けられています。さらに国家は、学校での宗教の多様性に対する寛容さと理解を促すべきです。しばしば地域社会間の関係に弊害をもたらし、とりわけ少数派の宗教にもたらされる有害な固定観念を排除するために、学校教育はその一助となるでしょうし、またそうすべきでしょう。[20]

強制に対する自由

信仰や宗教を「持つあるいは採用する」自由には、信仰や宗教を選択する自由、他の信仰や宗教に変更する自由、無神論を選ぶ自由、自分の信仰や宗教を保持する自由も含まれています。「市民的および政治的権利に関する国際規約」の第18条は、信仰や宗教を持つあるいは採用する権利を損なう強制を禁じています。それには個人の信仰や宗教を変更させたり、改宗させることを目的とした脅迫、暴力、刑罰または経済制裁の使用も含まれます。ある信仰や宗教の保持を否定することを義務付けることによって教育、医療、雇用、サービス契約や公共サービスへの道を制限する強制方針や実践は、同様に人権に抵触します。[21]

第二バチカン市国委員会は、他の宗教との綿密な協議の結果、宗教の自由と寛容さに関するテーマの数々を「人間の尊厳」において要約し、再度新たに言明しました。それには宗教の強制からの自由ついて、この以下の宣言で教えることも含まれます。

> 人間には宗教の自由に対する権利がある。この自由はすべての人が個人、社会団体またはいかなる人の権力の強制からも免除されることを意味する。つまり何人たりとも個人の信念に反した行為を私的または公的に、単独または他の者と共同して強制させられるべきではない…宗教の自由に対する人間の権利は、憲法で認められなければならない。それにより社会が統治され、それが市民権となる。[22]

差別に対する自由

国際人権法のもとで、宗教的な差別は禁止されています。国家、組織、複数人から成るグループまたは個人は、いかなる個人やグループをも、宗教またはその他の信仰を根拠とした差別の対象にしてはいけません。これには、新たに設立されたばかりであること、非有神論的、非伝統的、または少数派の宗教であることを根拠に信仰や宗教の差別の傾向を持つことも含まれます。[23]

信仰や宗教を根拠にした差別は、人間の尊厳に対する侮辱であり、人権および国連人権憲章で宣言された基本的自由の否認です。それはまた、国家間の友好的かつ平和的関係への障害でもあります。[24]

国家は、自国領土内において、その根拠が何であれ、信仰や宗教への差別からすべての人を効果的に保護することが義務付けられています。これには、差別的な法律を廃止し、信仰や宗教の自由が、経済、政治、社会、文化のあらゆる分野で保護される法律を施行する義務も含まれます。国家はまた、そのような差別を助長する公的方針および実践を排除しなければなりません。[25]

欧州人権裁判所は、宗教の自由のために国家が厳格に中立性を保つことを義務付けることにしました。これは、国家が宗教間の論争に参加したり、特定の宗教または非宗教団体の支持を差し控えることを義務付けています。

人権裁判所はまた、国家が信仰や宗教、あるいはその表明を解釈し直したり、誤って解釈したり、検討、評価または審査することを禁じています。例：Metropolitan Church of Bessarabia and Others v. Moldova, (13 December 2001). 内容は以下の通り。

> 国家は、さまざまな宗教、宗派および信仰との関係において、その領域内で規制力を行使する場合、中立性および公平性を保持することが義務付けられる。ここで重要なのは、社会の多元性を維持し、民主主義を適切に機能させることである。参照：Hasan and Chaush v. Bulgaria, App. No. 30985/96 (26 October 2000 ¶ 78).

> さらに裁判所は、原則的に、この条約の目的として国家が宗教的信念またはその信念の表明手段の正当性を評価することを、宗教の自由に対する権利から除外する。

雇用者、被雇用者、ボランティアの権利

被雇用者を、その宗教的信念により差別することは人権法によって禁じられています。この差別は雇用および解雇に関してだけでなく、雇用に関するすべての条件および特典に適用されます。[26]

直接的な差別とは、信仰や宗教を根拠にした妥当でない扱いを意味します。実際の事例では、求職者がある特定の宗教に関与していることから雇用を拒否されたり、特定の宗教に関連していないことを立証することを要求されたりしています。

間接的な差別では、一見、中立的な規定または実践が、特定の宗教信者を不利な立場に（それが理にかなっていない限り）置いてしまうことを意味します。実例として、男性従業員がひげを剃ることを要求された場合、シーク教徒の男性に対する差別になります。

宗教の自治活動を尊重することは、地域社会における宗教の使命を推進するためのボランティア活動、布教活動、その他の社会奉仕活動を通じて、個人が自分の宗教を私生活の中で表明する権利を認めることを意味します。[27]

宗教法人の編成、登録、認定

国連、欧州安全保障協力機構（OSCE）、欧州人権裁判所、および関連のある地方組織は、信仰や宗教の自由に対する権利の一部として、宗教団体の法人および形態の重要性を長い間認めてきました。

信仰や宗教の自由に対する権利が論じられる際、人は自分の信仰を礼拝、教え、儀式、慣習によって表明する権利であると考えがちです。しかし、個人は合法な組織を編成し、自分の宗教共同体を運営しない限り、宗教の自由に対する権利を完全に発揮することはできません。

宗教共同体の編成、運営、登録および認定を統制する法律は、宗教共同体にとって必須の要素です。何らかの形態の法人的地位がなくては、宗教共同体は礼拝場所の所有または賃借、銀行口座、スタッフの採用、サービスの契約、宗教文献の出版および普及、教育および地域福祉のための慈善活動などといった最も初歩的な行為にも携わることができません。

法人を確立するための請願を統制する法律は、信仰や宗教の自由を推進するような方法で構成されるべきです。最低でも、法人に関する基本的な権利は容易に手に入れられるものでなくてはなりません。[28] 国家は法人および宗教登録の手順が迅速、明瞭、公平、包括的、そして非差別的であることを保障しなければなりません。[29]

法人の地位確立への道を拒否することは、宗教の自由にとって重大かつ容認できるものではありません。[30] したがって、宗教組織の編成および法人登録を統制する法律は、当事国における宗教の自由の状況を評価する上で重要な基準となります。

多くの場合、そのような法律は、宗教の自由を推進するためではなく、宗教共同体を制限するための手段として国によって利用されてきました。宗教登録を命令したり、非登録の宗教活動に制裁措置を加えたりすることは、人権を侵害し、宗教の自由を抑制するための国家による残酷無情な方法です。

そのような方法は以下の人たちによって一様に非難されてきました。国連人権委員会[31]、宗教の自由のための国連特別報告者[32]、宗教専門家で構成されるOSCE陪審員（ベニス委員会と相談の上）[33]、欧州連合[34]、欧州人権裁判所[35]。

欧州人権裁判所は、それが宗教的であろうとなかろうと、国家が個々の共同体の法人認可を拒否することは、結社の自由に対する権利を実行する際の干渉であるとしました。 また、宗教共同体の編成が問われるところでは、その法人を否認することは、共同体およびその構成員である個人が、宗教の自由に対する権利を行使する際の干渉であることがわかりました。[36]

宗教専門家で構成されるOSCE陪審員およびベニス委員会は、信仰や宗教の自由を推進するために取り組むべき宗教登録および法人の編成の分野における追加問題を確認しました。

- 個人またはグループは、登録を望まない場合、登録せずに自分の宗教を自由に実践できるべきである。
- 法人の認可を得るために多数の会員を必要条件とすることは許されるべきではない。
- 国に長期間存在していることが登録認可の必要条件とすることは適切ではない。
- 法人の認可にあたって、その他の複雑な制約または遅延は審問されるべきである。
- 法人の認可にあたって、政府に過度の裁量権を与える規定は許されるべきではない。
- 宗教の自由を制限する公式の裁量は、不明瞭な規定によるものであるか否かに拘わらず、慎重に限定すべきである。
- 教会組織の本質的な再調査を目的とした、宗教の内部業務への介入、聖職およびその他の類似した職に対する官僚的な再調査または制限は許されるべきではない。
- 過去にさかのぼって効力を持つ規定または既得権の保護に役立たなかった規定（例えば、新規の基準のもとで宗教法人の再登録を要求すること）などは審問されるべきである。
- 新規に規則が導入された場合、適切な過渡的規則が設けられるべきである。
- 宗教共同体の自治の原理に沿って、国家はいかなる独特の宗教グループをも他の宗教グループに従属させたり、その宗教を階級組織内に組み込んだりすべきではない。（登録された宗教共同体は、他のいかなる宗教共同体に対しても拒否権を持つべきではない。）[37]

厳密に解釈された制限

信仰や宗教を保持することに対する無条件で絶対的な権利とは対照的に、個人の信仰や宗教を礼拝、儀式、実践、教えによって表明する自由は、国家による制限の対象になり得ます。ただし「その制限は、法律によって定められ、公衆の安全、秩序、健康、道徳または他の人々の基本的人権と自由を保護することが必要な場合にのみ適用されます。」[38] それ以外の、例えば国家安全保障など、いかなる理由によっても制限されることは許されません。

これらの制限は、厳格な国際基準のもとに厳密に解釈されます。国家は、平等と非差別の権利を含む、宗教の自由に対して保障されている権利の保護を、その義務から進めていかなければなりません。課される制限は法律によって確立されなければならず、またそれが宗教の自由に対する権利を損なう形で適用されてはなりません。

人権委員会および欧州人権裁判所は、当局者を宗教関連の事項において「中立性および公平性」を保持するよう指導しており、これまで、宗教に対するどのような制限も、異議のある法案に対する「厳密な調査」[39] に基づいて、容認することを嫌悪してきました。制限は、制限目的にかなう場合にのみ適用されるべきです。それは制限目的に直接に関連し、その特別な必要性に見合ったものでなければなりません。制限は差別目的のために課せられたり、差別的扱いで適用されてはなりません。社会的道徳を保護するための信仰や宗教を表明する自由に対する制限は、単一の伝統のみに由来することのない原則に基づいていなくてはなりません。[40]

宗教の自由：基本的権利

信仰や宗教の自由に対する権利は、世界中の人間すべての基本的な権利です。しかし、宗教の自由は世界中で攻撃され、この10年で地球上の主要な5つの地域で深刻な制限を強いられています。

宗教の自由に対する権利の侵害は広範囲に広がり、世界中の人々に衝撃を与えています。宗教共同体と関わりを持つ宗教組織や個人は、自分たちの宗教や信念を公の場で表明する際に、増え続ける抑圧に打ち勝たなければなりません。

善意の人々が、増え続ける抑圧の動きを覆すために、またすべての人々の宗教の自由に対する普遍的な権利を強化するために、一緒にできることはたくさんあります。まず、宗教の自由に対する権利の性質を理解すること、そしてその権利に対する進行中の脅威に対して行動を起こすことです。次にできることは、差別のないすべての信仰と信念に対する権利に敬意を払い、これらの宗教の自由という理念を実践することです。最後に、宗教の自由と寛容さを促進し保護するために、国内および国際レベルで、信仰を持つすべての人たちと力を合わせていくことができます。

報道機関の宗教に対する社会的な敵意の上昇

宗教に対する規制が世界的に上昇している傾向に関して、ピュー・リサーチ・センターが行った調査によると、世界人口の約75パーセント（50億人）が、政府による宗教に対して厳しい規制がある国、また、社会的に宗教に対する敵意が強く、しばしば少数派の宗教が標的にされている国に住んでいるとのことです。[41]

メディア（印刷、オーディオ・ビジュアル、電子メディアを含む、すべての報道形式）が、世界中に存在する宗教団体を標的にした社会的敵意の主要な原因となっているのは間違いありません。いくつかの宗教はプロパガンダ、偏見、固定観念、誤った概念、誤解、そして憎悪をもたらすような国内の報道の標的となっており、そういった出来事が世界中で起こっています。

2005年のエピソード（預言者モハメッドを描いた漫画の出版と、それに続くイスラム社会の暴力的な反応）は、信仰や宗教に関して報道機関内に誤解と情報の欠如があるということに世界の注意を向けさせました。しかし、報道機関の偏見や誤った情報は、宗教差別を助長し、標的となった信仰に敵意をもたらし続けています。[42]

これらの危機的な地域には、報道機関による信仰や宗教の描写に対する理念、規則、基準が今なお存在していません。そのような理念や基準を明確にしない限り、その報道が、普遍的な人権の基準に違反しているかどうかを効果的に判断することはできませんし、その間、宗教団体との関係を理由に差別されたり、個人を標的にした暴力を受けたりするかもしれません。

信仰や宗教の主題に関して報道機関を導くために、宗教の自由に対する権利を構成する人権の原則に基づいて、基準を明確にする時が来ました。この差し迫った必要性に対処するため、「宗教や信仰を尊重した報道倫理に関する憲章」（以下「憲章」）が提案されました。それは次のセクションに、宗教の自由に対する権利と、宗教に関する報道の際に、報道機関に対して、宗教に対する寛容さの適切な基準を確立する教育ツールとして掲載されています。

この憲章は、40以上の国家報道倫理の規律、300以上の専門の報道関係者の規律、欧州と国連の審議会であるOSCE（欧州安全保障協力機構）の基準を明確に述べている関連文書を鑑み

て作成されました。この関連文書はこの出版物に掲載されています。憲章は、表現の自由や宗教の自由という、最も重要な原則を考慮に入れ、このふたつの基本的な自由の両方を保護しつつ、適切なバランスを保つ試みがなされています。

宗教や信仰を尊重した報道倫理に関する憲章

1. 高潔さと責任

報道関係者は自らの行為の結果に対して社会的および政治的責任を負い、最高水準の倫理観および職業意識を保持することが義務付けられる。

報道関係者は真実を報道するために綿密な努力をすべきである。公衆の持つ真実を知る権利を尊重し、報道者が伝達する情報は公平かつ客観的であるとし、情報におけるいかなる誤りも迅速かつ顕著に訂正し、適切な求めに応じて回答する権利が与えられるべきである。

報道機関[43]はその報道内容に責任を負う。

2. 表現の自由および倫理的責任

情報に対する公衆の権利は、自由および民主主義社会の基本的権利である。したがって、報道機関は社会において極めて重要な役割を担うため、公衆に対する非常に大きな責任感を持つことが要求される。言論の自由、情報の自由、および報道の自由は民主主義の中核である。自由で独立した報道機関は、明瞭で、開放的、頑強な民主主義社会にとって不可欠であり、民主主義の発展と強化に重要な役割を果たすものである。

責任ある報道機関は、情報の淀みない流れ、および公衆の理解を形成する上で不可欠であることを認識する。それは公衆に対する倫理的な責任に対して、および人権を尊重し、保護することに対して注意を払う。

責任ある報道機関は、公衆に関わりのある個人および機関の権利と自由に関するすべての事柄について解説する権利および義務を持つ。それは、すべての人が民主主義的な過程を理解し、それに参加することを推進する。

責任ある報道機関は、個人またはグループの見解をその内容の多元的論争範囲内で自由に表明する。それは、表現の自由が他の基本的権利を侵害する場合には、規制および制限の対象となりうることを容認する。それは、他の基本的人権を侵害せぬよう特別の注意を払い、情報の淀みない流れを推進するにあたっては、個人のプライバシー、名誉、尊厳を考慮に入れる。

責任ある報道機関は、一般に行われている倫理および道徳に関する規準を尊重し、卑俗性または不敬を煽ることは避ける。

責任ある報道機関は、公衆の知る権利および表現の自由の権利を推進する。それは、「宗教に対する名誉棄損と争う国連決議」に反映されている通り、情報の淀みない流れおよび明瞭性を推進し、人の尊厳および宗教的信念の尊重を推進する原則に則ることを目的とする。

責任ある報道機関は、平和、民主主義、社会的発展、人権尊重のために努める。それは、意見の多様性を認識し、尊重し、保護する。それは、いかなる根拠に基づく差別に対しても反対する。

責任ある報道機関は、無知を減らし、より深い理解を促し、人々の間での文化的および宗教的な無神経さを緩和し、国家間での対話を推進するために真摯な努力を行う。

責任ある報道機関は、書面または口頭による表現と同条件および最高の倫理基準を用いて、映像の展示および普及が行われることを確実にする。

3. 宗教的差別および倫理的責任

責任ある報道機関は、基本的人権における監視機関としての役割を担う。したがってそれは、民族、宗教、文化的伝統、または類似の根拠に基づいた差別を扇動することはしない。それは、多様性および少数派の権利を尊重する。

責任ある報道機関は、宗教的信念および精神的価値観について差別または誹謗することを避ける。

責任ある報道機関は、偏見を抱かせるような、または軽蔑的な文脈で宗教または宗教施設に言及することはしない。宗教に言及することが報告事項に不可欠である、または理解を容易にする場合、それらは正確、公平、敬意をもって行われる。

責任ある報道機関は、宗教的信念の解釈の見直し、誤った解釈、検討、評価、または審査を控える。代わりに、中立性と客観性における厳格な義務を果たし、宗教が真の信念として掲げることを非難、軽蔑、慇懃無礼（いんぎんぶれい）、偏見、または嘲笑なく受け入れる。

責任ある報道機関は、信条、宗教儀式、および宗教施設に関係する神聖な事柄に介入することはしない。それは、信仰や宗教に対する差別、嘲笑、軽蔑、または憎悪の助長あるいは扇動を控える。

責任ある報道機関は、宗教団体またはその教会員に関するさまざまな誤った事実および固定観念に対して、適切な要請があれば、公平および迅速な返答の機会を与える。

責任ある報道機関は、宗教を型にはめることを避け、いかなる信仰や宗教に対しても人権侵害またはテロリズムとあえて関連付けない。

責任ある報道機関は、信仰や宗教に基づく差別から解放される権利、表現の自由の権利、および公衆の知る権利を含む基本的人権との数々の調和を図る。それは、宗教的問題に対処する際、人権を無効または弱めることを目的とした信仰や宗教を理由とする差別、排除、制限、または選択を避けるように配慮する。

4. 扇動および倫理的責任

責任ある報道機関は、決して宗教への憎悪を推進することはしない。それは、宗教およびその教会員に対して、暴力勃発または組織的な人権剥奪につながる可能性のある敵意を誘発することを慎重に避ける。

責任ある報道機関は、宗教的信念を根拠にして、個人および組織に向けられた攻撃、憎悪、差別、およびいかなる形態の暴力をも誘発することを控える。それは、宗教を根拠に暴力、差別、憎悪、および不寛容を黙認あるいは助長することにつながる重大な危険に対する注意を怠らない。

責任ある報道機関は、予知しうる暴力を扇動したり、憎悪を煽ったり、宗教およびその信者に汚名を着せたり、信仰や宗教に基づいた不平等を誘発したりすることを避ける。それは、それぞれの宗教およびその教会員らが宗教の違いを根拠に対立することにつながる、宗教的信念への公然たる侮辱を避けるために注意を払う。

用語解説

宗教の自由に関する人権団体、記事、法的文書

国連世界人権宣言

世界人権宣言は、人権の歴史における画期的な出来事を象徴している。世界のあらゆる地域の国々からの代表者によって起草された世界人権宣言は、1948年12月10日、パリでの国連総会 (General Assembly Resolution 217 A (III)) によって公に宣言された。[44]

世界人権宣言、第18条

世界人権宣言の第18条は以下のように述べている。

> すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、信仰や宗教を変更する自由ならびに単独または他の者と共同して、公的にまたは私的に、布教、行事、礼拝および儀式によって信仰や宗教を表明する自由を含む。

市民的および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)

ICCPR (International Covenant on Civil and Political Rights) は、1966年12月16日の国連総会で採択された多国間条約で、1976年3月23日より施行。ICCPR は個人の政治的および市民的権利を保護することを国家に委任。それには宗教の自由、言論の自由および結社の自由の権利を含む。2013年現在、167ヵ国がICCPRを支持している。[45]

ICCPR、第18条

ICCPR、第18条は以下の通り。

1. すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利には信仰や宗教の選択の自由、ならびに単独または他の者と共同して、公的にまたは私的に、礼拝、儀式、慣習、および教えによって信仰や宗教を表明する自由を含む。
2. 何人(なんぴと)も個人の信仰や宗教を選択する自由を損じる強要を被るべきに非(あら)ず。

3. 個人の信仰や宗教を表明する自由は、公衆の安全、秩序、健康、あるいは他の人々の道徳または基本的人権と自由を保護することが必要な場合にのみ、法律によりその制限が定められる。
4. 現存の規約国家は、親および該当する場合は法的保護者が、子に宗教および道徳教育を自らの信念に基づいて行うことを尊重し保障する。

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (ICESCR)

ICESCR (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) は、1966年12月16日の国連総会で採択された多国間条約で、1976年1月3日より施行。ICESCRは個人の経済的、社会的および文化的権利を保護することを国家に委任。これには労働、健康、教育および必要な生活水準への権利を含む。2013年現在、160ヵ国がICESCRを支持している。[46]

国際人権章典

国際人権章典は、「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」から成り立っている。国際人権章典には、すべての人々の人権における包括的な保護内容が含まれている。「人類が重要な段階へ到達したこと、つまり人間の尊厳性と価値を獲得したことを示す真のマグナカルタ」であるとして迎えられた。[47]

信仰や宗教に基づくあらゆる形態の不寛容と差別の撤廃に関する国連宣言

この宣言は、1981年11月25日の国連総会によって採択された。宗教の自由を保護する最も重要な国際的文書のひとつ。この宣言は、人種差別、宗教への不寛容に対する国連の揺るぎない姿勢を明記している。それはまた、自らの宗教的信条を表明する際の、宗教の自由の範疇にある広範な権利を詳述している。

1981年の国連宣言の第2条および第3条は、ICCPRによる反差別の姿勢を再確約。第2条の1段落目は以下の通り。「何人も個人の信仰や宗教によって、いかなる国、施設、団体または個人から差別を受けるべくに非ず。」

第1条および第6条は、個人の思考、良心および宗教の自由における権利を包括的に目録表示している。それらは次の権利を含む。(1)「礼拝、信仰や宗教に関連する集会、および集会目的のための場所を維持する権利」(2)「適切な慈善または人道支援施設を設立する権利」(3)「信仰や宗教の儀式や習慣に関連する必要な記事や教材を作成、習得、利用する権利」(4)「これらの地域で関連出版物を執筆、発行、普及する権利」(5)「これらの目的にふさわしい場所で信仰や宗教を教える権利」(6)「個人および組織からの任意の金銭的あるいはその他の寄付を懇願、受領する権利」(7)「個人の信仰や宗教の教えに基づいて休日を認め、祭日や儀式を祝う権利」、および (8)「信仰や信仰に関する事柄において、個人と地域社会間でのコミュニケーションを全国的および国際的水準で確立、維持する権利。」[48]

児童の権利に関する条約 (CRC)

CRC (The United Nations Convention on the Rights of the Child) は、1989年11月20日の国連総会で採択された条約で、1990年9月2日に施行。CRC は、児童が持つ宗教的、市民的、政治的、経済的、社会的、保健的および文化的権利を明記。CRCは、成人年齢がその国の法律によって18歳より低く定められている場合を除き、**児童**を18歳未満のあらゆる人として定義している。[49]

CRC、第14条

児童の権利に関する条約 (CRC)

1. 国家は、児童の思想、良心、宗教の自由における権利を尊重する。
2. 国家は、親または法的保護者（該当する場合）が児童の能力を伸ばすために指導する権利と義務を尊重する。
3. 個人の信仰や宗教を表明する自由は、公衆の安全、秩序、健康、あるいは他の人々の道徳または基本的人権と自由を保護することが必要な場合にのみ、法律によりその制限が定められる。[50]

国連人権委員会

国連人権委員会（「人権委員会」）は18名の専門家から構成されており、ICCPR の第18条によって保護されている宗教の自由に対する権利を含め、市民的および政治的権利に関する国際規約を国家が遵守しているかどうかを監視する役割を担う。締約国は、ICCPRで明言されている、人権保護を示す報告を定期的に人権委員会に提出することが義務付けられている。

人権委員会は、その職務の一環として、ICCPR で明言されている権利の決定的な解釈を発行し、国家がこれらの権利を保護する義務を果たす上での一助とする。これらの権利の決定的な解釈は**一般注釈**として知られる。1993年に発行された宗教の自由に対する権利に関する一般注釈は、**一般注釈** 22と呼ばれる。一般注釈 22 は、包括的な11の段落から構成されており、宗教の自由に対する権利における幅広く、深い意味を明確にする。一般注釈 22、段落2は以下のように明記されている。

> 第18条 は有神論、無神論およびいかなる信仰や宗教を公言しない権利を保護する。よって、「信仰」および「宗教」という用語は広く解釈されることになる。第18条の適用は、伝統的な宗教、組織的特徴を持つ信仰や宗教、あるいは伝統的な宗教に類似する実践に限定されない。したがって委員会は、いかなる信仰や宗教に対する差別傾向にも憂慮の見解を持つ。それにはその宗教が新しいこと、あるいは少数の信者を持つことによって優勢な宗教社会から受ける敵意も含む。[51]

国連人権理事会

国連人権理事会は、国連組織内での国際政府であり、世界各地における人権擁護および促進の責任を担う。特定地域における宗教の自由に対する権利の侵害を含む人権侵害に取り組み、人権擁護のための勧告および決定を行う。ジュネーブの国連オフィスで会合を持ち、理事会は国連総会で選出された47の国連加盟国によって構成される。

信仰や宗教の自由に関する国連特別報告者

信仰や宗教の自由に関する特別報告者は、国連人権理事会によって任命された独立の専門家で、信仰や宗教の自由に対する権利への既存または出現しつつある障害を識別し、それらの障害を克服するための方法および手段を勧告する。

特別報告者は宗教の自由について年次報告を発行し、また特別報告者が正式に訪問した国々に関する報告も発行する。報告書E/CN.4/2005/61によると、特別報告者は、具体的な背景と実践を深く理解するために国々を訪れ、該当国に建設的な意見を与え、国連人権理事会および国連総会にそれを報告する。[52]

欧州人権条約 (ECHR)

欧州人権条約は、欧州評議会の47ヵ国により署名、批准（ひじゅん）された国際条約で、欧州における人権および宗教の自由に対する権利を含む基本的自由が第9条によって保護され、宗教差別から解放される権利が第14条によって保護されている。欧州人権条約は1950年に草案され、1953年9月3日に施行。欧州人権条約は、欧州人権裁判所を設立。

欧州人権条約、第9条

欧州人権条約の第9条は、この条約における信仰や宗教の自由に関する主要条項で、世界人権宣言がなされた後まもなく草案され、世界人権宣言における宗教の自由条項と一致する。それはまたICCPR第18条における宗教の自由とも一致する。

1. すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、信仰や宗教を変更する自由ならびに単独または他の者と共同して、公的にまたは私的に、礼拝、教え、慣習、および儀式によって信仰や宗教を表明する自由を含む。
2. 個人の信仰や宗教を表明する自由は、公衆の安全、秩序、健康、あるいは他の人々の道徳または基本的人権と自由を保護することが必要な場合にのみ、法律によりその制限が定められる。[53]

欧州人権条約、第14条

欧州人権条約、第14条は以下の通り。

> すべての人は、性別、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国別または社会別出身、少数派民族、財産、門地、その他の地位などに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この条約に掲げるすべての権利と自由を享有することができる。[54]

ECHR、議定書1、第2条

ECHR、議定書1、第2条は以下の通り。

> 教育を受ける権利
>
> 何人も、教育を受ける権利を拒否されることはない。学ぶことおよび教えることに関連して、国は親が自らの宗教および信念に基づいて、子に教育を行う権利を尊重する。

欧州人権裁判所

欧州人権裁判所は、1959年に設立された国際的裁判所で、現在欧州評議会を構成する47の加盟国における訴訟を管轄する。それは、個人または国からの欧州人権条約に明記された市民的および政治的人権の侵害についての申し立てを裁決する。これには第9条により保護される宗教の自由に対する権利、および第14条によって保護される宗教差別から解放されるための権利を含んでいる。1998年以来、欧州人権裁判所は常設されており、個人は自国での訴訟を消尽(しょうじん)した後、直接同裁判所に訴訟手続きを行うことができる。同裁判所は、フランスのストラスブールにあり、8億を超えるヨーロッパ人の人権を尊重するために監視する。[55]

欧州人権裁判所における訴訟事例数の増大は、欧州条約第9条および第14条によって保護される宗教の自由への中立的立場を国家に厳格に義務付けることを意味する。これらの訴訟はまた、国が信仰や宗教およびその表明について解釈し直したり、誤って解釈したり、評価または審査することを禁じる。[56]

信仰や宗教の自由を保護、推進するための欧州連合の指針

2013年6月24日、欧州連合聖職者評議会は欧州連合外部、人権方針における信仰や宗教の自由を保護、推進するための指針を採択。指針は、宗教の自由、平等、非差別と普遍性の原則を記述事項とする。指針は、各国における法制度が宗教の自由を保障し、その違反を防ぐための効果的な法案が存在することを再確認する。指針は、欧州連合およびその加盟国がこれらの法案に的を絞るべきことを明記している。

- 信仰や宗教を理由に行われた暴力行為に対してはたたかう。
- 自分の意見を持ち、表明する自由を推進する。
- 多様性と寛容に対する尊重を推進する。
- 直接的または間接的差別に対してはたたかう。特に差別のない法律施行によりそれを行う。
- 個人の信仰や宗教を変更する自由を支持する。
- 信仰や宗教を表明する権利を支持する。
- 人権擁護者を支持し、保護する。これには個人訴訟への支持も含む。および、
- 宗教団体、非告解的および哲学的な組織を含む市民社会を支持する。

欧州安全保障協力機構 (OSCE)

OSCE (The Organization for Security and Cooperation in Europe) は、ヨーロッパ（欧州）、中央アジアおよび北アメリカからの57の加盟国から構成される。OSCE は世界最大級の地域安全保障機構である。それは、宗教の自由と人権を含むさまざまな問題に取り組む。

OSCE による数多くの人権公約は、宗教の自由を保護、推進し、その内容はヘルシンキ最終法令の原則 VII に明記されている。

> 人権および思考、良心、信仰や宗教の自由を含む基本的自由を尊重する。加盟国は人種、性別、言語または信仰に拘わらず、すべての人の人権および思考、良心、信仰や宗教の自由を含む基本的自由を尊重する。
>
> それらは市民的、政治的、経済的、社会的、文化的、その他の権利および自由を効果的に推進、奨励する。それらはすべて人間に本来備わっている尊厳に由来し、個人の自由と豊かな成長のためには欠かせないものである。
>
> 加盟国はこの枠組み内で、個人が単独または他の者と共同して、自らの良心に従い、信仰や宗教を表明、実践する自由を尊重することを認識する。

1983年のマドリード会議を初めとし、この基本的公約は繰り返し明言されてきた。「加盟国は信者による信仰の実践またはその準備をするために宗教社会が当事国における宗教、宗教団体および組織としての地位への承認請願を行うにあたり、これを自国の憲法の枠組み内で好意的に考慮する」[57] と示している。この表現はウィーン完結文書 (1989年) において補完され、加盟国が「請願を好意的に考慮する」だけでなく、「信者による信仰の実践またはその準備をするために宗教社会が当事国における宗教、宗教団体および組織としての地位への承認請願を行うにあたり、それを承認する」[58] ことを示している。

民主制度人権事務所 (ODIHR)

OSCEのODIHR (Office of Democratic Institutions and Human Rights) は、欧州安全保障協力機構（OSCE）にある人権機構である。ODIHRによる宗教の自由における活動は、加盟国および地域社会を支援し、宗教の自由を保護し、推進することにある。

ODIHRはまた、宗教を理由にした不寛容と差別を防ぎ、それに対応する。ODIHR はその活動においては、信仰や宗教の自由についての専門家12人から成る諮問委員会によって支援される。同委員会は顧問としての役割を担い、宗教の自由に関する問題を取り上げ、加盟国がそれに対するOSCE公約に応じられるよう勧告する。諮問委員会はまた、宗教的な事柄についての法案をOSCE加盟国からの依頼に応じて、その法案が人権基準を満たすことを確実にするために検討する。

諮問委員会は、信仰や宗教に関する法律制定の見直しのためのガイドラインの本「ガイドライン」を出版。これらのガイドラインは、諮問委員会を補佐するためにつくられ、宗教の自由の基準を詳述し、加盟国の宗教に関する法律の見直しに使われる。また加盟国がそれらの法律を草案する際の指針として役立てられる。「ガイドライン」は、2004年7月に開催された毎年恒例の OSCE 総会で歓迎された。諮問委員会はOSCE地域全域からの専門家により構成される。

引用

1. The Way to Happiness, ¶ 18, L. Ron Hubbard, 1981.See http:www.thewaytohappiness.org/thewaytohappiness/precepts/respect-the-religious-beliefs-of-others.html.
2. The Code of a Scientologist, ¶ 12.
3. Universal Declaration of Human Rights, Article 18; International Covenant on Civil and Political Rights, Article 18; European Union Guidelines on the Promotion and Protection of Freedom of Religion or Belief, ¶ 16.
4. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 1.
5. "Rising Tide of Restrictions on Religion," September 2012, Pew Research Center.
6. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 1.
7. Ibid., ¶ 2.
8. Guidelines for Review of Legislation Pertaining to Religion or Belief, Prepared by the OSCE/ODIHR Panel of Experts on Freedom of Religion in Consultation with the Venice Commission.
9. European Union Guidelines on the Promotion and Protection of Freedom of Religion or Belief, ¶ 12.
10. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 3.
11. Universal Declaration of Human Rights, Article 18; International Covenant on Civil and Political Rights, Article 18; European Convention on Human Rights, Article 9.
12. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 4; European Union Guidelines on the Promotion and Protection of Freedom of Religion or Belief, ¶ 13.
13. 1981 UN Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief, Article 6.
14. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 4.
15. European Union Guidelines on the Promotion and Protection of Freedom of Religion or Belief, ¶ 40.
16. See, e.g., Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205, 1972.
17. Article 18(4), International Covenant on Civil and Political Rights; Art. 13(3), International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, from the International Bill of Human Rights.

18. 1981 UN Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief, Article 5; Convention on the Rights of the Child, Article 14(2); Guidelines for Review of Legislation Pertaining to Religion or Belief, Prepared by the OSCE/ODIHR Panel of Experts on Freedom of Religion in Consultation with the Venice Commission at 13.
19. European Convention on Human Rights Protocol 1, Article 2; Handbook on European Non-Discrimination Law, European Union Agency for Fundamental Rights jointly with the European Court of Human Rights.
20. Report of the UN Special Rapporteur on Freedom of Religion or Belief, ¶ 27-29, HRC 16/53, 15 December 2010.
21. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 5.
22. Declaration on Religious Freedom, Dignitatis Humanae, Promulgated by His Holiness Pope Paul VI, 7 December 1965.
23. 1981 UN Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief, Article 2; United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 2.
24. 1981 UN Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief, Article 3.
25. Ibid., Article 4; United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 2.
26. Universal Declaration of Human Rights, Article 18; International Covenant on Civil and Political Rights, Article 18; European Convention on Human Rights, Article 9; EU Employment Equality Directive; International Labor Organization Convention No. 111.
27. Jehovah's Witnesses of Moscow v.Russia ¶ 120-121 (App.302/02), 10 June 2010.
28. Guidelines for Review of Legislation Pertaining to Religion or Belief, Prepared by the OSCE/ODIHR Panel of Experts on Freedom of Religion in Consultation with the Venice Commission at 16.
29. Report of the UN Special Rapporteur on Freedom of Religion or Belief, ¶ 25, HRC 19/60, 22 December 2011.
30. Freedom of Religion or Belief: Laws Affecting the Structuring of Religious Communities, OSCE Review Conference September 1999.
31. Human Rights Committee List of Issues, Kazakhstan, CCPRKaz/Q/1, 2 September 2010.
32. Report of the UN Special Rapporteur on Freedom of Religion or Belief, ¶ 25, HRC 19/60, 22 December 2011.
33. See, e.g., OSCE and Venice Commission Guidelines at 16.
34. EU Guidelines at ¶ 40-41.
35. See, e.g., Metropolitan Church of Bessarabia and Others v.Moldova, (App. 45701/99), 2001; Church of Scientology of Moscow v.Russia (App.18147/02), 2007.

36. Jehovah' s Witnesses of Moscow v.Russia ¶ 101-102 (App.302/02), 10 June 2010.
37. See OSCE and Venice Commission Guidelines at 16-17.
38. International Covenant on Civil and Political Rights, Article 18 (3); European Convention on Human Rights, Article 9 (2).
39. Manoussakis Others v.Greece, (59/1995/565/651), 26 September 1996, ¶ 44; United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 8.
40. United Nations Human Rights Committee General Comment 22, ¶ 8; Metropolitan Church of Bessarabia and Others v.Moldova (App.45701), 2001.
41. "Rising Tide of Restrictions on Religion," September 2012, Pew Research Center.
42. See, e.g., Copenhagen Danish Institute for International Studies, Rytkonen, Helle "Drawing the Line: The Cartoons Controversy in Denmark and the US," 2007; Islamic Monthly, "America' s Latest Outsiders: The Struggle of Religious Minorities throughout History," 13 March 2013; Bahá' í World News Service, "A Case Study in Religious Hatred," 7 December 2013; Commentary, "The Guardian Acknowledges a Degree of Anti-Semitism," 10 November 2011.
43. Media refers to all forms of the press, through print, audiovisual or electronic media, or any other means and all journalists who impart information through the press.
44. See, e.g., http:www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/Introduction.aspx.
45. See, e.g., http:www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/ccpr.aspx.
46. See, e.g., http:www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx.
47. See, e.g., http:www.ohchr.org/Documents/Publications/FactSheet2Rev.1en.pdf.
48. See, e.g., http:www.un.org/documents/ga/res/36/a36r055.htm.
49. See, e.g., http:www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx.
50. See, e.g., http:www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/crc.aspx.
51. See, e.g., http:www.ohchr.org/EN/HRBodies/CCPR/Pages/CCPRIntro.aspx.
52. See, e.g., http:www.ohchr.org/en/issues/freedomreligion/pages/freedomreligionindex.aspx.
53. See, e.g., http:www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf.
54. See, e.g., http:www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf.
55. See, e.g., http:www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=court&c=#n1354801701084_pointer.
56. Metropolitan Church of Bessarabia and Others v.Moldova, 13 December 2001.
57. Concluding Document of the Madrid Meeting, paragraph 14, Questions Relating to Security in Europe.
58. Vienna Concluding Document, 1989, Questions Relating to Security in Europe: Principles, principle 16.3.

Church of Scientology International
6331 Hollywood Blvd,
Los Angeles, CA 90028

info@scientologyreligion.org

www.scientologyreligion.org